

平成30年7月豪雨で被災された事業者向け
「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（1次公募）」
事業実施期間の延長の取扱いについて

平成30年8月15日
中小企業庁

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の1次公募採択事業者の方で、今般の平成30年7月豪雨にて被災された方にご連絡いたします。

今回の災害で被災され、事業実施期間内の事業完了が困難と見込まれる事業者の方は、担当となる地域事務局へ下記の書類を提出することにより、事業実施期間を1か月延長することが可能となります。

記

1. 対象となる被害の種類

【直接被害】

（岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・福岡の各府県全域）

（1）事業の実施場所が直接被害を受け、事業の遂行が困難

（2）事業の実施場所以外の事業所等が直接被害を受け、その影響で事業の遂行が困難

【間接被害】（岡山・広島・愛媛の各県全域）

（3）電気、水道、道路などのインフラが遮断され、操業がままならない

（4）導入予定の設備のメーカーが被災し、納期に遅れが生じる見込み

（5）事業の遂行に必要な従業員が被災し、労働力が確保できず執行体制が整わない

（6）その他の理由（※この場合、事前に担当の地域事務局までご相談ください）

2. 必要な書類

（1）事故等報告書（担当の地域事務局まで様式をご請求ください）

（2）上記1. で示した被害の種類ごとに必要な添付書類

※ 上記（1）の事故等報告書の様式中に記載のある書類を添付してください。

なお、1. で示した被害の種類が「（6）その他の理由」の場合は、地域事務局から指示のあった書類を添付してください。

3. 手続きの手順

（1）上記1. の「事故等報告書」の提出より前に、各地域事務局に補助金の交付申請をし、交付決定を受けてください。

（2）交付決定後、上記1. 記載の書類を地域事務局に提出してください。

（3）事故等報告書を提出後、1か月事業実施期間を延長することができます。

【企業間データ活用型】及び【一般型】

平成30年12月28日まで⇒平成31年1月31日までに延長

【小規模型】

平成30年11月30日まで⇒平成30年12月28日までに延長

4. その他

手続きの詳細については、各地域事務局にご相談ください。

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

担当：井上、西澤、安藤

電話：03-3501-1816

愛媛県地域事務局

愛媛県中小企業団体中央会 産業支援課（担当：井上）

TEL：089-955-7150 ／ FAX：089-975-3611

メール：inoue@bp-ehime.or.jp

または、御社担当のものづくり支援室アドバイザーまでご連絡ください。